

昭和二十五年三月七日受領
答 弁 第 五 五 号

(質問の 五五)

内閣衆質第四二号

昭和二十五年三月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する答弁書

茨城県鹿島郡銚田町及び白鳥村両農業協同組合における昭和二十四年産米供出代金支拂に関し調査したところ、供出代金は、組合員の総意に基き、原則として貯金振替の方法で、生産者の口座に付替支拂済である。

但し、経営上貯金を過度に事業資金に運用し、ために一時取り付け状態を来したため、貯金拂出しに支障を起したことがあつた。その原因は、組合経営の欠陥を誇大に指摘し、危険の恐れあることを流言したもののあつたため、組合員の半数近くの者が一時に貯金拂いもどし方を要求したがためである。そして現在の両組合の情況は、特別の事情のない限り、供出代金支拂に支障あるものとは考えられないけれども、両組合ともその経営が必ずしも健全とは言いがたいので、監督を充分にして支障の起らないように致したい。

なお、政府においては、供出代金の支拂については各生産者の自由意志によつて選択した金融機関にそ

の支拂を委託しているのであるが、支障を来たさざるよう支拂金融機関の指導に万全を期している次第である。

右答弁する